

教育委員会会議規則（第18条関係）

会 議 録

文 書 分 類		保存期間	30、10、5、3、1 年
会 議 の 名 称	第10回教育委員会定例会		
開 催 日 時	令和5年10月23日（月） 午後 6時55分開会 午後 7時24分閉会		
開 催 場 所	真壁庁舎 1階 3190会議室		
出 席 者	（委員出席者氏名） 教 育 長 稲川 善成 委 員 小林 源洋 委 員 小島 香織 （説明の出席者職・氏名） 教 育 部 長 佐谷 智 教 育 指 導 課 長 酒井 雄一 生 涯 学 習 課 長 西片 公典 ス ポ ー ツ 振 興 課 長 戸嶋 忠行 文 化 財 課 長 寺崎 大貴 学校給食センター所長 荒井 真澄 学校教育課課長補佐 大森 忠 教育指導課指導主事 吉澤 晃代		
議事録署名人	小島 香織 委員		
会 議 内 容	・議案第25号 桜川市部活動地域展開推進委員会設置要綱（案）の制定について ・議案第26号 桜川市学校等給食徴収規則の一部を改正する規則の専決処分の承認について ・議案第27号 真壁地区学校の統合に係る校名の承認について		
会議録作成方針	要点記録		
情報の公可否	㊦・否 不開示理由（部分開示を含む）		
会 議 内 容	（審議内容・審議経過・結論等）		

稲川教育長	本日の出席者は私を含めて３名です。市村委員、袖山委員からは欠席の旨の連絡がありました。定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。
稲川教育長	【 議事録署名人の選任 】 それでは、本日の定例会における議事録署名人についてですが、小島 香織委員にお願いします。
稲川教育長	【 議事 】 本日の会議に提案されている案件は、議案３件です。よろしくお願いいたします。 議案第２５号 桜川市部活動地域展開推進委員会設置要綱（案）の制定について、教育指導課より説明願います。
教育指導課長 教育指導課指導主事	（資料により説明）
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言等があればお願いいたします。
小林委員	この組織の会議等はどれくらいの開催頻度で行う予定ですか。
教育指導課長	今年度につきましては３回程度開催できればと考えています。来年につきましては、できれば２か月に１回程度の開催を考えています。
稲川教育長	他にご意見ありますか。 小林委員、地域の方からは何か意見をお聞きになっていませんか。
小林委員	いつ頃地域展開が始まるかと保護者から聞かれることはありまし

	た。新聞等で掲載されているので皆さん気にされているようなのですが、今まで教育委員会でも詳しい話が出ていなかったのも、私も保護者に対して細かい説明ができていませんでした。このような形で進んでいくということが分かったので、良かったと思っています。
稲川教育長	担当からは何かありますか
教育指導課指導主事	地域展開するにあたって、子どもたちが困らないよう、地域と学校で協力して話し合っていかなければならないと思っています。まだまだスタート段階ですので、皆さんのご意見を聞きながら協力して進めていければと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。
稲川教育長	具体的に進めていくのは、今後、設置要綱ができてからとなりますが、その前に県から説明の機会があると聞いています。いつですか。
教育指導課指導主事	明後日、県の担当者が来て、各市町村のこれまでの実績をもとに桜川市ではどういことができるかの助言をいただくことになっております。
稲川教育長	桜川市にふさわしい部活動の地域展開となるよう、いろんなモデルを参考に進められればと考えているところです。
稲川教育長	他に何かありますか。 なければ採決に入りたいと思います。よろしいでしょうか。
全委員	はい。
稲川教育長	それでは、議案第25号 桜川市部活動地域展開推進委員会設置要綱（案）の制定については、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。
全員	異議なし

稲川教育長	異議がございませんので、議案第 2 5 号は原案のとおり決定いたします。
稲川教育長	続いて、議案第 2 6 号 桜川市学校等給食徴収規則の一部を改正する規則の専決処分の承認について、学校給食センターより説明願います。
学校給食センター所長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。先月の教育委員会定例会の翌日にインボイス制度に関連する様式変更に係る運用の諸連絡がありましたことから、様式とともに条文についても改正を行うこととなりました。すでに専決という形で執行しておりますが、委員さんから発言等があればお願いいたします。
稲川教育長	なければ採決に入りたいと思います。よろしいでしょうか。
全委員	はい。
稲川教育長	それでは、議案第 2 6 号 桜川市学校等給食徴収規則の一部を改正する規則の専決処分の承認については、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。
全員	異議なし
稲川教育長	異議がございませんので、議案第 2 6 号は原案のとおり決定いたします。
稲川教育長	続いて、議案第 2 7 号 真壁地区学校の統合に係る校名の承認について、学校教育課より説明願います。

学校教育課課長補佐	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言等があればお願いいたします。
小林委員	校名はいつ最終決定となるのですか。
学校教育課課長補佐	本日、この定例会で承認していただいた後、10月24日開催の庁議で諮りまして、そのあと11月21日開催の教育委員会定例会で条例改正の同意をいただき、12月の市議会に提出して議決により正式決定というような流れになります。
小林委員	今年中に決定する予定ということですか。 先日、地域の皆さんから「もう校名は決まったのだよね」と確認をされました。皆さん回覧等を見ていて、真壁学園に決まったと思っている方がほとんどでした。まだ決まっていないということは伝えているのですが、今度聞かれたときにはそのように流れも伝えられるかと思います。
稲川教育長	最終決定が市議会ということになります。
稲川教育長	他にございますか。
小島委員	私も同じことを皆さんから言われていて、学校名が決まったとひとり歩きしている状況でした。勘違いされている方もいらっしゃるようです。話し合いに参加している方から情報を聞いていて、学校名が決まったと思っている方が多数いらっしゃるようなので、周知をしっかりとしたほうが良いかと思います。
稲川教育長	統合準備通信ではどのようにお知らせしているのか。
学校教育課課長補佐	統合準備委員会で4候補から真壁学園という校名が選ばれたという

	内容になっています。
教育部長	真壁学園という校名が選ばれ、正式名称については議会で決定するという内容となっております。
稲川教育長	今後、教育委員会を通し、最終的には議会で決定という流れを示したものが広報として出ているということで良いか。
教育部長	はい。
小島委員	その内容で通るものだというふうに皆さん思っていらっしゃるので、校名が決まったと思っている方が多いのだと思います。「真壁学園」という校名だけだとどのような学校かわかりにくいので、「義務教育学校」と学校種別が入っているのは良いと思います。
稲川教育長	この議案別紙の、「この学校は、現在の桃山学園の校舎を使い、真壁地区児童生徒の義務教育課程を一貫して行う義務教育学校として開校を目指しています。学校教育法第1条に基づき、～」とあるが、この文のつながりの部分に何か接続詞が入ったほうがわかりやすいのでは。
学校教育課課長補佐	接続詞が入ったほうが良いと感じます。
稲川教育長	他の方はどうですか。
教育指導課長	接続詞が入ったほうが内容としては伝わりやすいと思います。
稲川教育長	文と文の間をつなぐには接続詞があったほうが文章の流れとしては良いと思うので、別紙の記載の仕方は検討してください。
稲川教育長	他にございますか。

稲川教育長	なければ採決に入りたいと思います。よろしいでしょうか。
全委員	はい。
稲川教育長	それでは、議案第２７号 真壁地区学校の統合に係る校名の承認については、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。
全員	異議なし
稲川教育長	異議がございませんので、議案第２７号は原案のとおり決定いたします。
稲川教育長	協議する案件は以上となりますが、委員さんからご意見やご提案はございますか。ありましたら発言をお願いいたします。 それでは、以上で審議を終了とさせていただきます。 議事進行にご協力いただきありがとうございました。 会議の正なることを証します。 令和 年 月 日 教育長 議事録署名人 教育委員